

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長  
(公印省略)

国の保有する住所情報の確定給付企業年金への  
提供の仕組みを活用した基礎年金番号の確認について

今般、令和 6 年 12 月から、個人型確定拠出年金（以下「iDeCo」という。）の拠出限度額の見直しが施行されることに伴い、規約型企業年金の実施事業主及び企業年金基金（以下「事業主等」という。）は、新たに、毎月、加入者に関する情報を企業年金プラットフォーム（以下「PF」という。）に登録することとされた。

PF においては、iDeCo 加入者の情報と、事業主等が登録した企業年金加入者の情報とを、「基礎年金番号・生年月日・性別」を使用し突き合せ、情報連携を行っており、PF に登録される「基礎年金番号・生年月日・性別」の情報が適切でない場合、情報を突き合わせる事ができないため、適正な拠出限度額の管理が困難となり、iDeCo に掛金を拠出できないなど、加入者が不利益を被ることとなる。

このため、事業主等における、加入者に係る基礎年金番号の確認・整備を促進するため、令和 6 年 12 月までの期間に限定して、従来から下記に掲げる通知に基づき実施している情報提供の仕組みを活用することとした。

事業主等に対して、関係機関を通じて別添事務連絡を送付し、その具体的な利用方法等について周知を図ることとしており、貴局においても事業主等の指導等について遺憾のないよう取り扱われたい。

記

- ・「社会保険庁の保有する住所情報の確定給付企業年金への提供について（平成 21 年 11 月 5 日年企発 1105 第 11 号）」及び「国の保有する住所情報の確定給付企業年金への提供について（平成 22 年 1 月 4 日年企発 0104 第 1 号）」

(別添)

事務連絡  
令和6年6月14日

規約型企業年金 実施事業主 } 殿  
企業年金基金 理事長 }

厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課

国の保有する住所情報の確定給付企業年金への  
提供の仕組みを活用した基礎年金番号の確認について

日頃から、確定給付企業年金制度の運営にご尽力いただきますとともに、厚生労働行政にご理解とご協力をいただき、心から御礼申し上げます。

さて、令和6年12月から、個人型確定拠出年金（以下「iDeCo」という。）の拠出限度額の見直しが施行されることに伴い、規約型企業年金の実施事業主及び企業年金基金（以下、「事業主等」という。）は、新たに、毎月、加入者に関する情報を企業年金プラットフォーム（以下、「PF」という。）に登録することとなりました。登録は、受託機関に加入者等の情報の管理業務を委託している場合は当該受託機関が、委託していない場合は代表事業主・企業年金基金が行うこととされ、その準備を進めていただいているところと存じます。

PFにおいては、iDeCo加入者の情報と、事業主等が登録した企業年金加入者の情報とを、「基礎年金番号・生年月日・性別」を使用して突き合せ、情報連携を行っております。

PFに登録される「基礎年金番号・生年月日・性別」の情報が適切でない場合、情報を突き合わせるできないため、適正な拠出限度額の管理が困難となり、iDeCoに掛金を拠出できないなど、加入者（従業員）が不利益を被ることになります。

つきましては、加入者の「基礎年金番号・生年月日・性別」について、各実施事業所の事業主と連携し、これらの情報を含めた加入者記録の正確な把握・確認をあらためてお願いいたします。

ご確認いただくにあたり、令和6年12月までの期間に限定して、従来から実施している企業年金連合会を通じた国の保有する住所情報提供の仕組みを活用することとし、具体的な利用方法等は別紙の事務処理要領のとおりとしますので、その内容につき御了知いただき、必要に応じてご活用いただきますようお願いいたします。

(別紙)

## 国の保有する住所情報の確定給付企業年金への 提供の仕組みを活用した基礎年金番号確認に係る事務処理要領

国の保有する住所情報の確定給付企業年金への提供の仕組みを活用した基礎年金番号確認について、日本年金機構（以下「機構」という。）、企業年金連合会（以下「企年連」という。）並びに規約型企業年金の実施事業主及び企業年金基金（以下「事業主等」という。）における事務処理方法は、次のとおりとするほか、「社会保険庁の保有する住所情報の確定給付企業年金への提供について（平成 21 年 11 月 5 日年企発 1105 第 11 号）」及び「国の保有する住所情報の確定給付企業年金への提供について（平成 22 年 1 月 4 日年企発 0104 第 1 号）」（以下「既存通知」という。）の定めるところによる。

### 1 国の保有する住所情報の確定給付企業年金への提供の仕組みを活用した基礎年金番号確認の概要

(1) 現在、既存通知に基づき、事業主等は、その加入者であった者について、年金受給開始年齢に達しているにもかかわらず裁定請求を行っていない者（未請求者）の正確な住所を把握し、年金の裁定請求の勧奨を実施するため、「基礎年金番号」、「氏名カナ」、「生年月日」、「性別」等からなる照会データを作成し、企年連を経由して依頼することにより、国（機構）よりその保有する住所情報の提供を受けることができる（住所情報照会）。

(2) 機構は、企年連から送付された照会データに収録されている基礎年金番号、氏名カナ、生年月日及び性別により国（機構）の保有する被保険者記録と突き合せを行い、一致した場合（注）は住所情報（変更履歴の検索により一致した場合は、当該変更後の情報を含む。）を、一致しない場合は一致しない事由等を企年連に回答している。

（注）事業主等が年金手帳の記号番号で照会した場合でも、当該記号番号が機構において基礎年金番号に統合されていることが確認できるときは、住所情報とともに基礎年金番号が提供される。

(3) この仕組みを活用し、個人型確定拠出年金の拠出限度額の見直しが施行される令和 6 年 12 月までの当面の対応として、事業主等は、基礎年金番号の確認を行いたい加入者について、企年連を経由して機構に照会データを送付することにより、基礎年金番号の一致・不一致の確認等を可能とするものである。

### 2 手順方法

#### (1) 事業主等が行う住所情報の提供に係る申出書の提出

利用を希望する事業主等は、機構理事長に対して、様式 1「申出書（加入者情報整備用）」を提出すること。なお、既存通知に基づく住所情報照会とは、対象者及び利用目的が異なることから、既存通知に基づく申出書を提出している場合であっても、様式 1 の提出が必要であること。

申請書類の提出に当たっては、様式1「申出書（加入者情報整備用）」（1部）に、様式2「送付状」を添えて以下提出先まで送付すること。

<書類の提出先>

〒100-8916

東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課 企業年金係「住所情報提供」担当あて

## (2) 住所情報の提供に係る事務処理等

住所情報の提供の事務処理に関し、様式等の関係書類については、企年連ホームページに掲載し、適宜ダウンロードして活用することができるようにするとともに、企年連作成の事務処理要領についても、当該ホームページに掲載している。

なお、企年連の様式及び事務処理要領については既存通知に基づくものから変更はない。

・企業年金連合会ホームページ

[https://www.pfa.or.jp/activity/jusho\\_joho/index.html](https://www.pfa.or.jp/activity/jusho_joho/index.html)

## (3) 基礎年金番号の整備

事業主等は、機構から企年連経由で送付された回答データにおいて「基礎年金番号不一致」となった加入者について基礎年金番号の確認を行い、加入者情報の整備を図ること。

基礎年金番号は、事業所においては「資格取得確認・標準報酬決定通知書」で確認可能であるほか、加入者本人においては、自身の基礎年金番号を、基礎年金番号通知書や青色の年金手帳、マイナポータル・ねんきんネット等で確認できることから、加入者に問い合わせ、確認する方法が考えられること。

## 3 対応時期について

今回の事務処理については、令和6年12月までの当面の対応として行うものであることから、令和6年11月末までに厚生労働省において2(1)の申出書の受付があり、令和6年12月10日までに、基礎年金番号の確認を行いたい加入者について企年連に照会データの送付があったものについて対象とする。

申 出 書  
（加入者情報整備用）

日本年金機構理事長 殿

当事業所は、日本年金機構から提供を受けた当事業所の実施する規約型企業年金の加入者に係る住所情報について、以下の事項を遵守し、実施いたします。

（管理の原則）

1. 当事業所においては、日本年金機構から提供される情報（以下「提供情報」という。）の利用にあたり、当事業所が個人情報の保護及び管理に関して定めた「△△△規程」等（以下「個人情報保護規程等」という。）に基づき、適切に管理を行うものとする。

（個人データ管理責任者の設置等）

2. 当事業所においては、提供情報の取扱いに従事する職員の服務等の監督及び提供情報の適切な取扱いに関する個人データ管理責任者を置く。
3. 個人データ管理責任者は、提供情報を取扱うことができる職員（以下「個人データ取扱者」という。）を指定する。

（監査責任者の設置）

4. 当事業所においては、提供情報の管理状況等を監査する責任者を置き、当該責任者は必要に応じて提供情報の管理状況及び取扱状況等に関する監査を実施し、その結果を日本年金機構に報告する。

（利用の制限等）

5. 個人データ管理責任者及び個人データ取扱者（以下「取扱者等」という。）は、提供情報の利用にあたっては、当事業所の実施する規約型企業年金の加入者に係る加入者情報の整備に限って利用することとし、当該目的以外に利用しない。
6. 提供情報の取扱い（閲覧を含む。）は、取扱者等以外の職員は行わない。

7. 提供情報は、原則として複写複製等を行わない。ただし、目的を遂行する上で、複写複製等を行う場合には、個人データ管理責任者の指示に従い複写複製等を行うものとし、複写複製等を行った日及び目的等について台帳等に記録する。

8. 取扱者等は、7に定める複写複製等を行った場合は、当該複写複製物についても、本申出書の規定に準じた取扱いを行う。

(媒体の管理)

9. 提供情報を記録した媒体は、施錠可能な保管庫に保管する。

10. 個人データ管理責任者は、9の保管庫の鍵を適切に管理するものとし、当該鍵の貸出状況等を台帳等に記録する。

11. 提供情報（電子媒体以外の媒体に記録された場合を含む。）を目的を遂行する上で外部に持ち出す場合は、施錠可能な容器等を使用するものとし、当該持ち出し状況等を台帳等に記録する。

12. 提供情報及び7の所定の複写複製物が不要となり、消去又は廃棄（以下「廃棄等」という。）する場合には、個人データ管理責任者の指示に従い復元又は判読等が不可能な方法により当該情報の廃棄等を行うものとし、その廃棄等の状況を台帳等に記録する。

13. 日本年金機構から、7、10、11及び12において作成された台帳等の写しの提出を求められた場合は、速やかに提出する。

(提供情報の安全確保等)

14. 当事業所は、提供情報へのアクセス状況を記録し、その記録を一定期間保存するとともに、アクセス記録を定期又は随時に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

15. 当事業所は、提供情報の電子計算機処理を行う場合は、提供情報の漏えい、滅失、き損等の安全確保上の事案が発生しないよう電子計算機（基幹的サーバ等の機器も含む。）への外部からの不正アクセスの防止及びコンピュータウイルスの感染防止等必要な措置を講ずるものとする。

(電子計算機処理施設の管理)

16. 当事業所は、提供情報を取り扱う電子計算機処理施設（基幹的サーバ等の機器を設置する室等も含む。）への外部からの不正な侵入の防止等の保安等の必要な措置を講ずるものとする。

17. 日本年金機構から、14、15 及び 16 の必要な措置について報告を求められた場合は、速やかに報告する。

(事故発生時の体制等)

18. 提供情報の漏えい、滅失、き損等の安全確保上の事案が発生した場合には、速やかに、被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講じるとともに、事案の内容、経過、被害状況等を日本年金機構に報告する。

(教育の実施)

19. 個人データ管理責任者は、個人データ取扱者が個人情報保護規程等を遵守し、提供情報を適切に取り扱うために必要な教育を実施する。

(取扱者等の責務)

20. 取扱者等は、提供情報の利用に関連して知り得た秘密について、他に洩らさない。  
なお、取扱者等が退職した後においても同様とする。

(第三者への提供等の制限)

21. 当事業所は、提供情報をその利用目的の達成に必要な範囲内において、第三者に提供  
する場合は、提供先との間で、本申出書の規定に準じた取扱いとする書面を交わすものとする。

(その他)

22. 日本年金機構から、提供情報の管理状況に係る調査及び必要な報告の依頼があった場合は、速やかに応じるものとする。

23. 本申出書に規定する事項に違反した場合には、日本年金機構からの情報の提供の中止等の必要な措置に応じるものとする。

24. 当事業所は、1 の所定の規程のうち、本申出書に規定する事項に関連のある条項を改正しようとするときは、予め日本年金機構に協議する。

令和 年 月 日

《規約型確定給付企業年金の事業主》

規約番号： 規第 号

確定給付企業年金（規約型）

（様式2）

令和 年 月 日

厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課 企業年金係  
「住所情報提供」担当 殿

《規約型確定給付企業年金の事業主》

規約番号： 規第 号

送 付 状

国の保有する住所情報の提供に係る事前手続きのため、下記の書類について送付いたします。

—記—

- ・「申出書（加入者情報整備用）」・・・1部

《連絡先住所》

《電話番号》

《担当者》

申 出 書  
（加入者情報整備用）

日本年金機構理事長 殿

当基金は、日本年金機構から提供のあった当基金の加入者に係る住所情報について、以下の事項を遵守し、実施いたします。

（管理の原則）

1. 当基金においては、日本年金機構から提供される情報（以下「提供情報」という。）の利用にあたり、当基金が個人情報の保護及び管理に関して定めた「△△△規程」等（以下「個人情報保護規程等」という。）に基づき、適切に管理を行うものとする。

（個人データ管理責任者の設置等）

2. 当基金においては、提供情報の取扱いに従事する職員の服務等の監督及び提供情報の適切な取扱いに関する個人データ管理責任者を置き、常務理事又は専務理事をもって充てる。
3. 個人データ管理責任者は、提供情報を取扱うことができる職員（以下「個人データ取扱者」という。）を指定する。

（監査責任者の設置）

4. 当基金においては、提供情報の管理状況等を監査する責任者を置き、当該責任者は必要に応じて提供情報の管理状況及び取扱状況等に関する監査を実施し、その結果を日本年金機構に報告する。

（利用の制限等）

5. 個人データ管理責任者及び個人データ取扱者（以下「取扱者等」という。）は、提供情報の利用にあたっては、当基金の加入者に係る加入者情報の整備に限って利用することとし、当該目的以外に利用しない。
6. 提供情報の取扱い（閲覧を含む。）は、取扱者等以外の職員は行わない。

7. 提供情報は、原則として複写複製等を行わない。ただし、目的を遂行する上で、複写複製等を行う場合には、個人データ管理責任者の指示に従い複写複製等を行うものとし、複写複製等を行った日及び目的等について台帳等に記録する。

8. 取扱者等は、7に定める複写複製等を行った場合は、当該複写複製物についても、本申出書の規定に準じた取扱いを行う。

(媒体の管理)

9. 提供情報を記録した媒体は、施錠可能な保管庫に保管する。

10. 個人データ管理責任者は、9の保管庫の鍵を適切に管理するものとし、当該鍵の貸出状況等を台帳等に記録する。

11. 提供情報（電子媒体以外の媒体に記録された場合を含む。）を目的を遂行する上で外部に持ち出す場合は、施錠可能な容器等を使用するものとし、当該持ち出し状況等を台帳等に記録する。

12. 提供情報及び7の所定の複写複製物が不要となり、消去又は廃棄（以下「廃棄等」という。）する場合には、個人データ管理責任者の指示に従い復元又は判読等が不可能な方法により当該情報の廃棄等を行うものとし、その廃棄等の状況を台帳等に記録する。

13. 日本年金機構から、7、10、11及び12において作成された台帳等の写しの提出を求められた場合は、速やかに提出する。

(提供情報の安全確保等)

14. 当基金は、提供情報へのアクセス状況を記録し、その記録を一定期間保存するとともに、アクセス記録を定期又は随時に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

15. 当基金は、提供情報の電子計算機処理を行う場合は、提供情報の漏えい、滅失、き損等の安全確保上の事案が発生しないよう電子計算機（基幹的サーバ等の機器も含む。）への外部からの不正アクセスの防止及びコンピュータウイルスの感染防止等必要な措置を講ずるものとする。

(電子計算機処理施設の管理)

16. 当基金は、提供情報を取り扱う電子計算機処理施設（基幹的サーバ等の機器を設置する室等も含む。）への外部からの不正な侵入の防止等の保安等の必要な措置を講ずるものとする。

17. 日本年金機構から、14、15 及び 16 の必要な措置について報告を求められた場合は、速やかに報告する。

(事故発生時の体制等)

18. 提供情報の漏えい、滅失、き損等の安全確保上の事案が発生した場合には、速やかに、被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講じるとともに、事案の内容、経過、被害状況等を日本年金機構に報告する。

(教育の実施)

19. 個人データ管理責任者は、個人データ取扱者が個人情報保護規程等を遵守し、提供情報を適切に取り扱うために必要な教育を実施する。

(取扱者等の責務)

20. 取扱者等は、提供情報の利用に関連して知り得た秘密について、他に洩らさない。なお、取扱者等が退職した後においても同様とする。

(第三者への提供等の制限)

21. 当基金は、提供情報をその利用目的の達成に必要な範囲内において、第三者に提供する場合は、提供先との間で、本申出書の規定に準じた取扱いとする書面を交わすものとする。

(その他)

22. 日本年金機構から、提供情報の管理状況に係る調査及び必要な報告の依頼があった場合は、速やかに応じるものとする。

23. 本申出書に規定する事項に違反した場合には、日本年金機構からの情報の提供の中止等の必要な措置に応じるものとする。

24. 当基金は、1 の所定の規程のうち、本申出書に規定する事項に関連のある条項を改正しようとするときは、予め日本年金機構に協議する。

令和 年 月 日

《企業年金基金》

基金番号： 基第 号

企業年金基金

理事長

確定給付企業年金（基金型）

（様式2）

令和 年 月 日

厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課 企業年金係  
「住所情報提供」担当 殿

《企業年金基金》

基金番号： 基第 号  
企業年金基金  
理事長

送 付 状

国の保有する住所情報の提供を受けるにあたり、下記の書類を送付いたします。

—記—

- ・ 「申出書（加入者情報整備用）」・・・1部

《連絡先住所》

《電話番号》

《担当者》